

別表第1（第22条関係）

排 出 禁 止 物

区 分	品 目 の 例 示
毒性を有するもの	劇物，毒物，農薬，溶剤，塗料，廃油等
危険性を有するもの	ガスボンベ，消火器，鉛蓄電池，火薬等
引火性を有するもの	ガソリン，灯油，溶剤，廃油，塗料等
火気のあるもの	燃え殻等で火気が残っているもの等
著しい悪臭を発するもの	腐敗した動物性残渣，有機性汚泥等
多量の汚水を排出するもの	汚泥等
その他処理業務を困難にし， 又は処理施設の機能を損なう おそれがあるもの	ピアノ，排気量50ccを超えるオートバイ，タイヤ，大型金庫等
他の法律でリサイクルが義務 付けられているもの	家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物，自動車リサイクル法に定める自動車，重量が1kgを超えるパーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。）

（注）

- 1 汚泥等については，南蒲生環境センターに搬入しようとする浄化槽汚泥を除く。
- 2 家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物及び重量が1kgを超えるパーソナルコンピュータについては，破損，汚損等により再商品化できないものを除く。

別表第2（第29条関係）

受 入 基 準

区 分		廃棄物の種類，性状等
共通事項		1 本市の区域内で発生した一般廃棄物であること 2 別表第1に掲げる排出禁止物が含まれていないこと 3 第25条の規定により前処理をするよう指示したときは，当該処理がなされていること
焼却工場	今泉工場	可燃性のごみ（長さ80cm以下，かつ太さ10cm以下のものに限る。）
	葛岡工場	
	松森工場	可燃性のごみ（長さ1.5m以下（ただし，ごみピットへ直接投入するものは，長さ80cm以下），かつ，太さ10cm以下のものに限る。）
粗大ごみ処理施設	今泉粗大ごみ処理施設	粗大ごみのうち，次の基準を満たすものに限る。 (1) 長さ2m以下，かつ，太さ20cm以下のものに限る。 （スプリングマットレスを除く。） (2) PCB要除去製品については，PCB使用部分を除去した旨の確認書が添付されたもの
	葛岡粗大ごみ処理施設	
埋立処分場	石積埋立処分場	罹災ごみ及び不燃性のごみのうち，次の基準を満たすものに限る。 (1) 一辺の長さが1m以下で重量が300kg以下のもの (2) 中空の部分の割合が大きいものについては，破碎及び圧縮等により減容化したもの
資源化施設	松森資源化センター	(1) 缶・びん・ペットボトルのうち，第8条第2号から第9号までに掲げる事項を遵守したもの
	葛岡資源化センター	(2) 仙台市資源物店頭回収実施要綱（平成13年2月13日環境局長決裁）第5条により認定した優良事業者が搬入する筒型乾電池
南蒲生環境センター		浄化槽汚泥

備考 この表中「粗大ごみ」とは，第2条第2項第9号に定めるものをいう。

別表第3 (第30条関係)

搬入遵守事項

区 分	遵 守 事 項						
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の計量及び検査を受けること</li> <li>2 搬入及び投入の際は、廃棄物が飛散し、又は流出しないようにすること</li> <li>3 廃棄物を飛散させ、又は流出させた場合は、自らその清掃を行うこと</li> <li>4 搬入及び投入は、複数人数により行うこととし、服装は作業しやすいものとする(南蒲生環境センターにおいては、一人で行うことを妨げるものではない)</li> <li>5 処理施設内の掲示、信号等の表示に従うこと</li> <li>6 計量台へは、一旦停止してから最徐行で進入し、計量台上での急停止及び急発進はしないこと</li> <li>7 処理施設の構内では、最徐行すること(埋立処分場においては、20km/h以下の速度で走行すること)</li> <li>8 処理施設内では、火気を使用しないこと</li> <li>9 搬入車両の後退は、同乗者の誘導により行うこと</li> <li>10 搬入に際しての車両の優先順位は、市の車両、市が処理を委託した者の車両、一般廃棄物収集運搬業者の車両、その他の車両の順とすること</li> <li>11 自動計量機を使用する場合にあつては、その取扱を丁寧に行うこと</li> <li>12 その他係員の指示に従うこと</li> </ol>						
焼却施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">今泉工場</td> <td style="padding: 2px;">1 プラットホーム入口では、一旦停止し、安全を確認した後、係員の指示又は信号等の表示に従い進入すること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">葛岡工場</td> <td style="padding: 2px;">2 ごみの投入に当たっては、安全帯、安全柵を使用する等転落その他事故の防止に努めること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">松森工場</td> <td style="padding: 2px;">3 プラットホーム出口では、一旦停止し、安全を確認した後に退出すること</td> </tr> </table>	今泉工場	1 プラットホーム入口では、一旦停止し、安全を確認した後、係員の指示又は信号等の表示に従い進入すること	葛岡工場	2 ごみの投入に当たっては、安全帯、安全柵を使用する等転落その他事故の防止に努めること	松森工場	3 プラットホーム出口では、一旦停止し、安全を確認した後に退出すること
今泉工場	1 プラットホーム入口では、一旦停止し、安全を確認した後、係員の指示又は信号等の表示に従い進入すること						
葛岡工場	2 ごみの投入に当たっては、安全帯、安全柵を使用する等転落その他事故の防止に努めること						
松森工場	3 プラットホーム出口では、一旦停止し、安全を確認した後に退出すること						
粗大ごみ処理施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">今泉粗大ごみ処理施設</td> <td style="padding: 2px;">1 プラットホーム入口では、一旦停止し、安全を確認した後、係員の指示に従い進入すること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">葛岡粗大ごみ処理施設</td> <td style="padding: 2px;">2 プラットホーム出口では、一旦停止し、安全を確認した後に退出すること</td> </tr> </table>	今泉粗大ごみ処理施設	1 プラットホーム入口では、一旦停止し、安全を確認した後、係員の指示に従い進入すること	葛岡粗大ごみ処理施設	2 プラットホーム出口では、一旦停止し、安全を確認した後に退出すること		
今泉粗大ごみ処理施設	1 プラットホーム入口では、一旦停止し、安全を確認した後、係員の指示に従い進入すること						
葛岡粗大ごみ処理施設	2 プラットホーム出口では、一旦停止し、安全を確認した後に退出すること						
埋立処分場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">石積埋立処分場</td> <td style="padding: 2px;">1 クレーン車による搬入作業は、有資格者が行うこと</td> </tr> </table>	石積埋立処分場	1 クレーン車による搬入作業は、有資格者が行うこと				
石積埋立処分場	1 クレーン車による搬入作業は、有資格者が行うこと						
南蒲生環境センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浄化槽汚泥以外のものを投入しないこと</li> <li>2 投入装置(ホースバインダー)の取扱いは、丁寧に行うこと</li> <li>3 処理施設内では、収集車両のドレン抜きは行わないこと</li> </ol>						

## 定日収集生活ごみ処理申出書 (新規・更新・変更)

年 月 日

仙 台 市 長

申出者 団体名

代表者氏名 (役職名 )

〒 -

住所

電話番号

仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条の規定により、下記のとおり定日収集生活ごみ(ただし、粗大ごみを除く)の処理を申し出ます。

申出の内容 (申出団体記入欄) (変更の場合には、変更部分のみ記入してください。)					
申出団体名				小学校区	小学区
前代表者の氏名及び住所	〒 - (役職 ) (電話 )				
担当者の氏名及び住所	〒 - (電話 )				
※回覧・チラシなどの送付先やごみに関する責任者が代表者と異なる場合に記入してください。					
世帯数	世帯	定日収集生活ごみ集積所数	箇所	回覧・チラシ数	枚
集積所所在地	(新設・増設・移設・廃止 ← 該当する項目に○をつけて下さい。)				
添付書類	○定日収集生活ごみ集積所設置箇所及び定日収集生活ごみ集積所位置図 ※すでに申し出を行っている集積所設置箇所に変更がない場合には、添付する必要はありません。				

※代表者の変更にあつては、申出者欄は変更後の代表者名を記入してください。

環境事業所事務欄

(整理番号 )

決 裁 欄	所 長	係 長	主 査		担 当	起 案	年	月	日	
						決 裁	年	月	日	
							施 行	年	月	日
	備 考					定収団体番号				

## 定日収集生活ごみ集積所設置箇所

番号	ごみ集積所の所在地	備考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		

※ 集積所の所在地については〇〇公園前，〇〇宅前等と記入願います。

## 定日収集生活ごみ集積所位置図

ごみ集積所等の変更（新設・増設・移設・廃止）があれば必ず提出してください。  
ただし、前年と変更がない場合には提出を省略できます。

団体名	集積所数	

※処理欄

廃棄物搬入承認申請書（兼承認済書）

年 月 日

仙 台 市 長

住 所	[Tel ( ) ]
氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	

一般廃棄物（ごみ）を処理施設に搬入したいので、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第20条の規定により申請します。

搬入者の氏名		車 両 番 号					
廃棄物の発生場所							
搬 入 時 刻		午前・午後 時 分					
ご み の 種 類	焼 却	ア	木・草・竹類	イ	紙類	ウ	プラスチック類
		エ	布・繊維類	オ	厨芥類	カ	ゴム・皮革類
		キ	スプリングマットレス	ク	その他 ( )		
	粗 大	ケ	家電製品類	コ	家具・寝具類	サ	遊具類
		シ	車両類	ス	その他 ( )		
	資 源	セ	空き缶	ソ	空き瓶	タ	その他 ( )
	埋 立	チ	ガレキ類	ツ	その他 ( )		

注：太線枠内の該当箇所すべて記入してください。ごみの種類の欄は、該当する記号に○印をつけて下さい。

※処理欄

- 備考1 標題中括弧書きの部分は今泉工場，葛岡工場，松森工場のみ適用するものとする。
- 2 処理欄は，整理番号，承認・不承認，ごみ搬入量，徴収手数料等について記載するもので，処理施設において適宜使用するものとする。

浄化槽汚泥搬入予定表

様式第3号

\_\_\_\_月分 浄化槽汚泥搬入予定表

会社名: \_\_\_\_\_

電話: \_\_\_\_\_

F A X: \_\_\_\_\_

担当者名: \_\_\_\_\_

送信日: 年 月 日( )

送付先: 環境局廃棄物企画課  
F A X : 022-214-8840

日	計画台数(台)	計画量(kℓ)	備考	日	計画台数(台)	計画量(kℓ)	備考
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16				計			

※ 必ず搬入予定月の前月20日(休日の場合は前倒し)までに廃棄物企画課へ提出(FAX送信)してください。

※ 計画量は kℓ 単位とし、小数点以下一位まで記入してください。

浄化槽汚泥搬入票

浄化槽汚泥搬入票

1 会社名

2 運転手名

3 車両番号

4 作業場所

住所  
仙台市

氏名

6 投入時刻                      時      分

7 収集件数                                      件

8 投入量    ✓

9 作業月日                                      月      日

検収印

南蒲生環境センター